

これからの社会的養育と 里親制度について

公益財団法人 全国里親会副会長
認定NPO法人 児童虐待防止協会理事長
NPO法人 子どもセンターぬつく 副理事長
津崎哲郎

「新しい社会的養育ビジョン」の骨子

平成29年8月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

- ・代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務(フォスターリング業務)の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化すると共に、民間団体も担えるようフォスターリング機関事業の創設を行う。
- ・代替養育に関し、児童相談所は永続的解決を目指し、適切な家庭復帰計画を立てて市区町村や里親等と実行し、それが不適當な場合には養子縁組といった、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。中でも、特別養子縁組は重要な選択肢であり、法制度の改革を進めるとともに、これまで取り組みが十分とはいえなかった縁組み移行プロセスや縁組み後の支援を強化する。

ビジョンの実現に向けた工程

- ・就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも令和2年度までに全国で行われるフオスターリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
- ・乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、今後はさらに専門性を高め、一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケアのあり方のアセスメントとそれに基づく里親委託準備、親子関係改善への通所指導、産前産後を中心とした母子の入所を含む支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援、里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在として、機能の充実が不可欠である。その際、一時的な入所は、家庭養育原則に照らし、限定的、抑制的に判断すべきである。今後、これまでの乳児院は多機能化・機能転換し、こうした新たな重要な役割を担う。国はそのための財政的基盤をできるだけ早く構築すると共に、乳児院をその機能にあった名称に変更する。

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

平成30年7月 記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取り組み(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ① フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築
 - ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスターリング業務)の実施体制の構築に向けた計画を策定すること
 - ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務(フォスターリング業務)の包括的な実施体制を構築すること
- ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
 - ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親委託立の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親委託立の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること

里親に求められる新たな役割

- ・ 都道府県による社会的養育推進計画策定への関与

現在各都道府県及び政令市はそれぞれの社会的養育推進計画策定に向けて作業を行っている。それらの計画策定内容は多岐にわたっているが、既存の里親会等が何らかの形で策定計画に関与し、里親経験者としての考えや知見を計画の中に反映させることが大切である

里親に求められる新たな役割

・家庭復帰計画への積極的な関与の役割

従来、実親家庭への家庭復帰は、児童相談所に委ねられていることが多く、里親は受け身の立場であることが多かったが、今後は家庭復帰に係わって、児童相談所、市区町村、里親等が一体となって調整、計画、遂行していく必要が生じることになる。ただ、日本では実親家庭に対する改善の仕組みが弱く、課題を抱えた実親家庭の問題に、里親も巻き込まれるリスクが懸念される

里親に求められる新たな役割

・里親の大幅な開拓と支援

里親の開拓と支援において、大幅な拡大が求められている。直接的には児童相談所や新たに立ち上がる包括的フォスタリング機関などがその役割を担うことになるが、既存の里親もそれらの機関と連携を図りつつ、新たな里親の開拓や、新規の里親に対する支援の役割を求められることになる

里親に求められる新たな役割

・不調ケースの予防に向けた取組

里親が増大し、難しい子どもも里親家庭に委託されるようになると、不調ケースが増加する可能性が大きくなる。事実欧米では、不調ケースの割合が高く、里親間を転々とするドリフト現象が問題になっている。こうなればパーマネンシーの逆機能であり、施設以上に子ども、里親双方の傷つきが大きいので、その予防に向けた、検証制度、知見共有などの具体化を、児童相談所やフォスターリング機関などと共に取り組む必要がある

里親の新たな役割

・養子縁組み里親との新たな連携

ビジョンが特別養子縁組み等の養子制度の促進を目指している以上、従来の養育里親中心から、新たに養子縁組み里親も視野に入れた里親会組織や支援体制を構築する必要がある。ただ、養子斡旋は民間団体も担っているため、今後公民の具体的な連携や関わりのあるあり方などを整理、工夫する必要がある

里親の新たな役割

・里親会組織のあり方の検討

里親会組織は、今後一定のエリアを請け負った包括的フォスタリング機関ごとに活動を展開させることが想定される。そうするとエリアを越えた都道府県単位の里親会組織の運営、あるいは都道府県を束ねた全国里親会組織のあり方に影響が及び、組織運営に係わって何らかの整理や工夫が必要になることが想定される

里親の新たな役割

・里親家庭に対する支援体制の拡充

社会的養育の受け皿が里親家庭中心になるとすれば、それを支える社会的、人的、資源的なサポートの体制づくりが必須の条件になる。相談やレスパイトのみならず、専門的支援の仕組み、緊急避難や不調に至らないための調整機能、地域社会への里親理解の浸透、学校教育や進路に係わっての支援等々、これまでの里親活動の経験を生かした体制づくりを、社会全体で進めて行くことが大切になる